

沖縄県 G・T ネットワーク規約

(名称)

第1条 本会の名称は沖縄県 G・T ネットワーク(以下「ネットワーク」という)と称する。

(目的)

第2条 このネットワークは、国内唯一の亜熱帯・海洋性気候に属する沖縄県ならではの特色豊かなグリーン・ツーリズムを推進するため、県内のグリーン・ツーリズム実践者が関係機関・団体・NPO・個人、市町村等と連携し、ネットワークが情報交換の場となり、会員の資質向上がはかられ、農村地域の活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 このネットワークは、前条の目的を達成するために次の事業を行う。

- (1) 沖縄の特徴を生かしたグリーン・ツーリズムの普及・啓発に関すること
- (2) グリーン・ツーリズム情報の収集・発信に関すること
- (3) グリーン・ツーリズム受入体制整備、人材育成に関すること
- (4) その他目的達成のために必要な活動

(会員)

第4条 ネットワークの会員は、次のとおりとする。

- ・会員 ネットワークの目的に賛同する、原則としてグリーン・ツーリズムを実践してる、または実践予定の県内の個人、団体等とする。
- 2 新たに会員になろうとする者は、役員会の承認を得るものとする。
 - 3 会員は、その名称、所在地又は代表者の氏名に変更があったときは、遅滞なく事務局にその旨を届け出なければならない。
 - 4 会員は、別に定める退会届を会長に提出して、任意に退会することができる。
 - 5 会員が、本会の設立の趣旨に著しく違反した行為をなし、又は本会の名誉を著しく毀損する行為をしたときは、運営委員会の議決により、これを除名することができる。

(役員)

第5条 ネットワークに次の役員を置く。

- ・会長 1名
- ・副会長 2名
- ・運営委員 若干名

(役員を選出)

第6条 役員は、正会員をもってあてる。

- 2 役員は、総会において選出する。

(役員任期)

第7条 役員任期は2活動年度とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補充又は増員による任期は、前任者の残任期間とする。

(役員職務)

第8条 会長は、ネットワークを代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(事務局)

第9条 ネットワークの事務局は、会員の中から輪番により担当する。

- 2 事務局は本会の連絡調整その他必要な事務を行う。
- 3 事務局の任期は1年とし、再任を妨げない。

(総会)

第10条 会長は、毎年度総会を開催する。

- 2 総会は、会員をもって構成する。
- 3 総会は、以下の事項について議決する。
 - (1)規約の変更
 - (2)会の組織形態について
 - (3)事業計画及び事業報告
 - (4)役員の選任又は解任、職務
 - (5)その他運営に関する重要事項
- 4 総会は、会員総数の2分の1以上の出席（委任を含む）をもって開会することができるものとする。
- 5 総会の議決は、出席会員の過半数をもって決定し、可否同数のときは、議長が決定するものとする。

(役員会)

第11条 本会の業務を円滑に行うため、役員会を置き、会長が必要と認める場合に開催する。

- 2 役員会は、会長、副会長及び運営委員をもって構成する。
- 3 役員会の長は、会長が務めるものとする。
- 4 役員会は、以下の事項について議決する。
 - (1)会の円滑な運営に関する事項
 - (2)会員加入及び除名の承認
 - (3)役員の退任の承認
- 5 会長が必要と認める場合、オブザーバーの会議への参加を認める。

(情報の取り扱い)

第12条 会員は、本会の活動を通じて知りえた情報を、会の目的以外に使用してはならない。

- 2 会員は、他の会員の承諾なく、当該情報を第三者に提供してはならない。
- 3 会員は、個人情報の取扱いについて、関係法令を遵守する。
- 4 会員は、本会のオンライン上のやり取りについて、無断で転機または外部共有してはならない。
- 5 会員は、退会後も、本会において知り得た非公開情報を第三者に開示してはならない。

(活動年度)

第13条 ネットワークの活動年度は、毎年8月1日から翌年7月31日までとする。

附 則

- 1 この規約は、平成29年1月20日から施行する。
- 2 この規約は、令和2年8月28日から施行する。
- 3 この規約は、令和3年9月13日から施行する。
- 4 この規約は、令和8年8月24日から施行する。